

## 自動車税（種別割）税額早見表

### 小型三輪車（50%軽課）

軽課の対象となる車：令和5年度、令和6年度に初回新規登録された以下の自動車について、翌年度分に限り適用

★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成（営業車のみ）

※★★★★は平成30年排ガス規制50%低減または平成17年排ガス規制75%低減達成車

単位（円）

自動車の種類		月 別												
		年税額	11か月分	10か月分	9か月分	8か月分	7か月分	6か月分	5か月分	4か月分	3か月分	2か月分	1か月分	
小型三輪車 （特種用途車を除く）	営業用	三輪車	2,500	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200
		三輪のけん引車	2,000	1,800	1,600	1,500	1,300	1,100	1,000	800	600	500	300	100
		被けん引車												
	自家用	三輪車	3,000	2,700	2,500	2,200	2,000	1,700	1,500	1,200	1,000	700	500	200
		三輪のけん引車	3,000	2,700	2,500	2,200	2,000	1,700	1,500	1,200	1,000	700	500	200
		被けん引車												
新規登録などによる税額			4月登録	5月登録	6月登録	7月登録	8月登録	9月登録	10月登録	11月登録	12月登録	1月登録	2月登録	